

令和6年度広島市男女共同参画推進センター使用料減免団体登録 チェックリスト(表)

団体名 _____

「自己チェック」欄に、「確認項目」が該当する項目は○、該当しない項目は×を記入してください。

		確認項目	確認書類	自己チェック	広島市確認
1 団体要件	(1)	主として男女共同参画推進を目的として設立され、かつ現に男女共同参画推進の活動を行っている、又は行う計画があること。	・規則・会則の「目的」「活動」 ・令和6年度事業計画書 ・令和5年度事業報告書		
	(2)	団体の構成員の過半数が広島市内に住所を有していること。	会員名簿		
	(3)	主として広島市内で活動していること。	・規則・会則 ・令和6年度事業計画書 ・令和5年度事業報告書		
	(4)	団体の構成員が3名以上であること。	会員名簿		
	(5)	規則・会則の制定、役員の選任等、組織体制が確立されていること。	規則・会則の「役員」		
2 男女共同参画推進センターでの活動内容 ※該当するものがある場合、○を記入してください。(複数回答可)	(1)男女共同参画推進の活動	ア	あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大	・令和6年度事業計画書、収支予算書 ・令和5年度事業報告書、収支決算書	
		イ	働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立		
		ウ	安心して暮らせる社会の実現		
		エ	女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援		
		オ	男女の人権を尊重する市民意識の醸成		
	(2)まちづくり活動	(1)ア～オに該当しない場合は、具体的に記入してください。			
3 参加者	男女共同参画推進センターでの活動は、募集情報を公開するなど、誰でも参加できること。		-		

＜裏面に続きます＞

広島市審査結果 (令和6年 月 日) <input type="checkbox"/> 男女共同参画推進団体 (3カ月前から予約可) <input type="checkbox"/> 地域団体 (1カ月前から予約可) <input type="checkbox"/> 市民活動団体 (1カ月前から予約可) <input type="checkbox"/> 減免団体登録不可
--

※減免団体として登録された場合も、次の点にご注意ください。
 ・使用の8日前までに、使用料減免申請書とともに、当日の活動内容を確認できる資料を提出してください。
 ・裏面別表に記載した活動を行う場合は、使用料を支払う必要があります。

令和6年度広島市男女共同参画推進センター使用料減免団体登録 チェックリスト(裏)

			確認項目	自己チェック	男女共同参画推進センター確認	広島市確認
提出物	1	チェックリスト	団体名、自己チェック欄の記入			
	2	規約・会則	-			
	3	令和6年度事業計画書、収支予算書	・男女共同参画推進センターで行う(行った)活動が明記されている。 ・収入と支出は同額である。			
	4	令和5年度事業報告書、収支決算書				
	5	会員名簿	-			

別表 「男女共同参画推進の活動」及び「まちづくり活動」に該当しない事例
(使用料減免にならない事例)

<p>1 営利に関すること</p> <p>(1) 研修会・講習会等において、受講料・入場料を徴収し、主催者に利益が出る場合</p> <p>(2) 研修会・学習会等を伴わない物品販売、展示会</p> <p>(3) 営利を目的としたバザーやその準備</p> <p>2 政治に関すること</p> <p>(1) 議員の当選祝賀会、政治パーティー、励ます会等の懇親会、政党・政治団体・後援会等の特定の役員などを対象とした打合せ会議等</p> <p>(2) 特定の政策等(男女共同参画推進を除く。)に賛成または反対するもの</p> <p>(3) 議員主催の市政報告会、時局講演会</p> <p>(4) 政党、政治団体、後援会主催の不特定多数を対象とした学習会</p> <p>3 宗教に関すること</p> <p>(1) 宗教団体の宗教についての学習会</p>
--